

# 市 民 税 係

## 市民税の課税状況

### (1) 納税義務者

区 分	平成 18 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	30,959 人		29,293 人	
普通徴収	15,941 人	51.5%	14,453 人	49.3%
特別徴収	15,018 人	48.5%	14,840 人	50.7%
イ 法人分	1,735 社	均等割納税義務者数	1,641 社	均等割納税義務者数
1号法人	4 社		5 社	
2号法人	0 社		0 社	
3号法人	128 社		111 社	
4号法人	12 社		10 社	
5号法人	45 社		38 社	
6号法人	12 社		10 社	
7号法人	201 社		201 社	
8号法人	5 社		5 社	
9号法人	1,328 社		1,261 社	

### (2) 調定額（現年度）

区 分	平成 18 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	3,174,777 千円	86.0%	2,951,540 千円	85.7%
普通徴収	1,218,750 千円	33.0% (普徴/個人)	1,119,549 千円	37.9% (普徴/個人)
納税義務者 1人当たり	76,453 円		77,461 円	
特別徴収	1,956,026 千円	53.0% (特徴/個人)	1,831,991 千円	62.1% (特徴/個人)
(内退職分)	47,299 千円		27,430 千円	
納税義務者 1人当たり	130,245 円		123,449 円	
イ 法人分	515,125 千円	14.0%	493,187 千円	14.3%

### (3) 特別減税額の状況

普通徴収 51,324 千円 対象者 14,195 人 所得割納税義務者 1 人当たり 3,616 円  
 特別徴収 106,260 千円 対象者 14,134 人 所得割納税義務者 1 人当たり 7,518 円

## (4) 所得の状況

18. 7. 1 現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額(千円)	75,784,154	4,182,514	0	10,061,371	1,572,091
所得割額(千円)	2,500,047	138,395	0	377,864	159,685
納税義務者数(人)	22,366	1,405	0	3,836	276
1人当たりの 所得額(千円)	3,388	2,976	0	2,622	5,695
1人当たりの 所得割額(円)	111,778	98,501	0	98,504	578,568

(市町村税の課税状況等の調による。)

## (5) 控除額の状況

18. 7. 1 現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)
雑 損	6	4,196
医 療 費	2,755	560,617
社 会 保 険 料	25,915	11,940,887
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	349	156,450
生 命 保 険 料	19,989	796,462
損 害 保 険 料	11,784	37,729
寄 付 金	1	900
障 害 者	745	217,700
老 年 者	0	0
寡 婦 (夫)	558	156,040
勤 労 学 生	0	0
配 偶 者	7,901	2,648,930
配 偶 者 特 別	364	78,770
扶 養	7,220	4,398,740
同 居 特 障	185	42,550
基 礎	27,883	9,201,390
税 額 控 除	配 当	317
	外 国 税 額	0

(市町村税の課税状況等の調による。)

## (6) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位：人)

扶養控除人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
納税義務者数 平成18年度 (18.7.1現在)	17,039	5,291	2,794	2,116	539	104
前年度 (17.7.1現在)	15,595	4,828	2,760	2,186	550	112

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

## (7) 非課税者の状況

(単位：人)

区分	生活保護	障害者	未成年者	老年者	寡婦・夫	妻につき	均等割	計
普通徴収	281	284	769	0	431	0	11,102	12,867
特別徴収	0	26	87	0	103	0	742	958
平成18年度合計 (18.10.1現在)	281	310	856	0	534	0	11,844	13,825
前年度合計 (17.10.1現在)	283	279	850	6,137	378	0	6,929	14,856
備考 (適用条件)	1月1日現在、生活保護受給者であること。	合計所得金額が、125万円以下であること。				所得割が非課税であり、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同一市内に住所を有する者であること。	合計所得金額が、35万円にその※家族数を乗じた金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、22万円を加算)以下であること。  ※家族数 その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数	